

指宿特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめ問題への学校の目標

児童生徒一人一人の人権を尊重し、伝達・認識の確実性を追求した心に届く生徒指導を図り、楽しみに登校して、満足して下校する学校生活の充実に努める。

【生活指導委員会(いじめ防止対策委員会)】

【内容】 ・ 年間を通した取組等について検討
・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
・ いじめに関わる情報の収集と共有
(相談・通報の窓口, 調査及びアンケートの分析と対策)

【構成】 管理職, 生徒指導主任, 生活指導係, 学部主事, 養護教諭
その他必要に応じた関係者及び外部専門家

PTA との連携

- 学級 PTA
- 学部 PTA
- 専門部
- PTA 総会の活用
- ・学校いじめ防止基本方針, 年間計画の説明

学校の取組

- 未然防止
 - ・道徳教育, 人権教育の充実
 - ・標語募集などの啓発活動
 - ・各種週間の設定及び取組
 - ・児童生徒会や行事等を活用した人間関係作り
- 早期発見
 - ・携帯電話・ネット利用実態調査の実施
 - ・無記名アンケートの実施
 - ・進路・教育相談
 - ・個別面談等
- 対応
 - ・被害者, 加害者への適切なケア及び指導
 - ・保護者等への対応
 - ・外部専門家の活用
(スクールカウンセラーの定期訪問の活用)

県教委との連携

- 指導主事の派遣及び助言
- いじめ問題対応チームの派遣及び助言
- 研修等への講師派遣
- スクールカウンセラースーパーバイザーの派遣

関係機関との連携

- 警察
- 児童相談所
- 市町村の福祉部局
- 心理や福祉の専門家
- 民生委員 等

※ 特別支援学校の児童生徒については、障害特性が多様であり、互いの特性を相互理解しにくいことが多い。そのことによってトラブルが起こる傾向があるので、個々の事例について当事者や関連する児童生徒・教職員、場合によっては保護者から聞き取りを十分に行い判断し、迅速に指導、支援していく必要がある。